

【利用料減免規定】

第1条（目的）

この規定は、介護老人保健施設 萩の里あすか（以下「施設」という。）が実施する社会福祉法第2条第3項に定める生活困難者に対して、無料または低額な費用で介護保険法にいう介護老人保健施設を利用させる事業において、入所者等に係る利用料等の減免規定に関し、基準その他必要な事項を定め、その適切かつ円滑なる運用を確保することを目的とする。

第2条（趣旨）

施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は福祉の向上と自立の助長促進を図るため、施設に入所等を必要とする第4条各号の定めに該当する方（以下「生活困難者」という。）に対して、利用料を減免し、それらを他の者に優先して積極的に利用させようと努めるものとする。

施設管理者及びその他の職員は、すべての入所者に対し平等に接するものとし、いやしくも利用者等の減免に関し、サービス提供上異なる対応をしてはならない。

第3条（減免対象者の入所割合）

施設管理者は生活困難者など利用料を減免する方を原則として入所者の10%以上入所させなければならない。

第4条（減免の対象者）

この規定により減免を受ける方は、次の各号の何れかに該当する方でなければならない。

- （1）生活保護法による被保護者である方
- （2）住民税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む）
- （3）世帯の収入が生活保護基準の概ね150%以内の方
- （4）その他特別な事情があり、上記に準ずる生活困難者であると施設管理者が認めたとき

第5条（減免の申請）

生活困難者であって利用料等の減免を受けようとする方は、施設利用料等減免申請書（様式第1号）により施設管理者に申請しなければならない。

第6条（減免の決定）

施設管理者は生活困難者等から第5条による申請があったときは、必要に応じて収入報告書（様式第2号）の提出を求め、必要事項を調査の上、利用料等の減免の可否及び減免の程度の決定をし、利用料減免決定通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。

第7条（減免の基準）

減免の基準は次の各号によるものとする。尚、減免率はサービス利用に要した費用（施設介護サービス費、居住費、食費、日用品費、教養娯楽費）に対する減免率とする。

- （1）第4条第1号に該当する方の利用料について、介護扶助の対象を超える額に関しては全額免除する。その他については、特別な療養室料及び日用品費、教養娯楽費は全額免除する（但し、日用品費、教育娯楽費以外で、第4条第1号に該当する方が個別に利用する①施設契約業者での洗濯費用、②居室で利用するテレビや電気シェーバー等の使用で発生する電気代、③散髪代、④その他施設利用中に個別に発生する費用については、実費を請求する）
- （2）第4条第2号、3号、4号に該当する方は、特別な療養室を利用した場合、その利用料金を全額免除するとともに、減免対象となる利用料の10%以上を減免する

第8条（減免の有効期限）

利用料の減免を受ける始期は申請のあった翌月からとし、有効期間は原則1年間とする。（月の途中で該当しなくなった場合の終期は該当しなくなった事由が生じた日まで）尚、引き続き減免を希望する場合は更新手続きとするものとする。

第9条（減免の取り消し）

申請者が虚偽又は不正の行為により減免を受けたとき、あるいは社会通念上妥当でないと判断される場合は、直ちに決定を取り消し、減免した額を追徴するものとする。

第10条（備付台帳）

施設管理者は利用料の減免を受けた方について、利用料減免台帳を備え、記録を整備しておくものとする。

附則

この規定は平成25年4月1日より施行する。

変更後の第7条（1）は、平成28年12月1日より施行する。